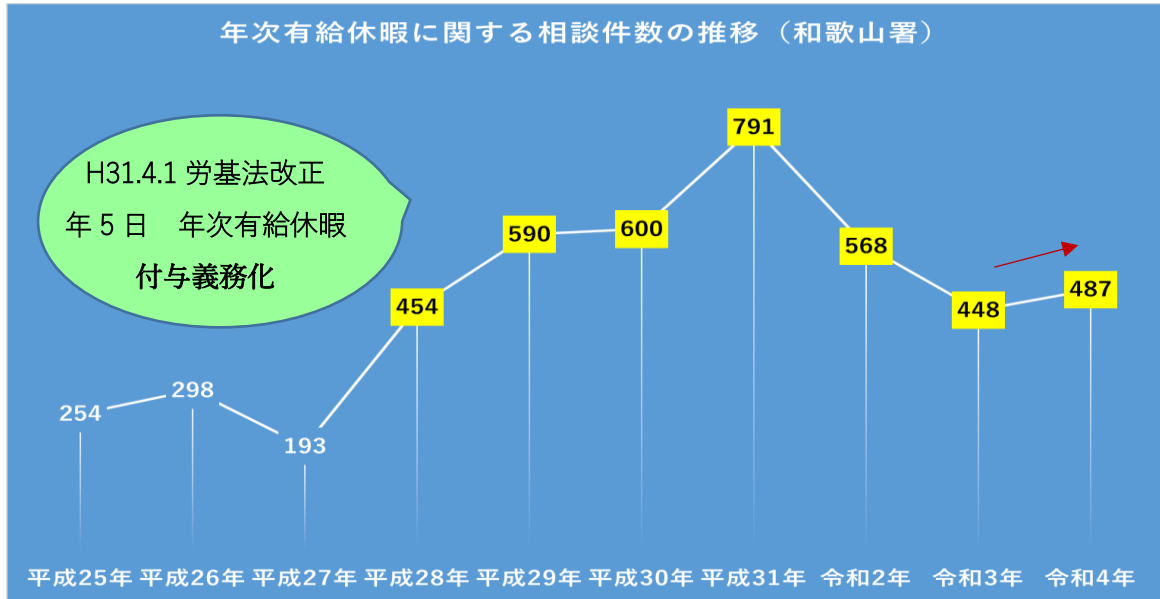


10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

年次有給休暇の取得に向けた積極的な取組を！！

和歌山労働基準監督署

労働基準法に基づく年次有給休暇の付与日数が年10日以上である労働者に対して、その年次有給休暇付与日数のうち5日を、年次有給休暇が発生した基準日から1年以内に、時季を指定して付与しなければなりません。



年次有給休暇に関する相談は、このところ当署では増加しており、とりわけ、労働者から事業主側の「年次有給休暇に関する不適切な取扱い」に原因があると思われる内容の相談も多く寄せられています。



パートには年次有給休暇はないと言われた。

年次有給休暇の取得を申し出たら、代わりに出勤できる労働者を用意しないと認めないと言われた。



年次有給休暇が何日残っているのか訊いても教えてくれない。

年次有給休暇の取得を申し出たら、休日に年次有給休暇をあてがわれた。



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。この機会に改めて、年次有給休暇の制度を正しく理解いただき、「労働者の心身の疲労回復」と「仕事と生活の調和の実現」に向けた積極的な取組をお願いいたします。